

平成 29 年度 第6回 政策調整会議 会議録①

◆開催日時:平成 29 年 10 月 10 日(火) 13:03~13:32

◆開催場所:第2委員会室

◆出席委員:大原副市長、根末副市長、樋口教育長、藤原市長公室長、藤浪企画調整部長、
大西総務部長

◆審議事項

・債権管理条例の制定について……………政策推進課

⇒承認

◆審議概要

『債権管理条例の制定について』

〈説明者〉大西政策推進課長、倉橋政策推進担当参事、中島主任

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈企画調整部長〉条例案ではなく、条例に対する考え方を対象としてパブリックコメントをするのか。

〈政策推進担当参事〉条例の大枠を示した、本日の付議資料を対象としてパブリックコメントをしたいと考えている。

その後、法務担当と協議し、議会に条例案を提案する予定である。

〈大原副市長〉「市民負担の公平性の確保と健全な財政運営」が条例制定の趣旨なのか。

〈政策推進担当参事〉そうである。本市の徴収対策指針にも、同様の文言が盛り込まれている。

〈大原副市長〉債権放棄に関する規定は「市民負担の公平性の確保」と矛盾するのではないか。

〈政策推進担当参事〉当該規定については、時効期限が到来した債権をすべからず放棄するという趣旨ではない。

徴収努力を尽くしても徴収できる見込みがない債権は、適正な債権管理を妨げる要因となるため、一定の要件のもと、これを放棄可能とするものである。

〈企画調整部長〉台帳整備、情報利用等が、「市民負担の公平性の確保」のために実施する事項である。

〈総務部長〉債権回収率を向上させるべく、台帳整備や情報利用等を条例に規定する。それでもなお、回収できなかった債権については放棄するという考え方と理解している。

〈根末副市長〉条例の所管は政策推進課となるのか。

〈政策推進担当参事〉当面は政策推進課所管とする。今後、債権を一元管理する部署の検討をするが、将来的には、その部署に所管替えも考えられる。

〈根末副市長〉債権管理は複数の課にまたがる事項であるため、庁内連携を密にするとともに、取りまとめとなる課が必要である。

〈政策推進課長〉債権管理条例を施行し、台帳整備や情報利用等を運用していくなかで課題を抽出し、平成 31 年度に向けて組織体制を検討していく。

〈総務部長〉来年の3月議会で条例案を提案し、4月から施行となるので、条例の施行に向けて、対象となる債権や金額の整理をするよう促すなど、関係課に事前連絡が必要である。

〈政策推進担当参事〉現在、全庁を対象として、債権管理に関する現況について照会をかけている。これにより各

課の債権を把握し、今後の対応を検討する。

〈大 原 副 市 長〉組織立上げに伴い、人員増はないのか。

〈政 策 推 進 課 長〉組織について、現時点では課になるのか担当になるのか等の詳細が決定していない。納税課のノウハウが必要となるので、納税課の中に担当を置くという手もある。いずれにせよ、人員も含め、組織については今後の検討事項である。

〈総 務 部 長〉新組織に必要な人員数は、担当課との役割分担をどう設定するかにもよる。どの段階で、担当課から債権一元管理課に債権をわたすのかも含めて検討が必要である。

〈根 本 副 市 長〉本内容で政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案のとおり、政策決定会議に付議する。

平成 29 年 9 月 29 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 企画調整部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	債権管理条例の制定について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	債権の適正管理を推進するため、債権管理条例の制定について検討する。
説明者	政策推進課 大西 政策推進課 倉橋 政策推進課 中島
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

別紙

付議会議	平成29年度第6回会議
付議事項	債権管理条例の制定について

★取組の目的

対象	市民
どのような状態を目指す	債権管理を適正に行うことで、市民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る。

★総合計画上の位置付け

202030102	基本目標	Ⅱ－2 適正で、分かりやすい行財政運営をする
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(3)事務を効果的・効率的に行うための体制が整っている
	目指す成果	①効率的かつ円滑に業務が実施されている
	行政の役割	イ 市及び公営企業の経営の公平性・効率性を確保する

★現状と課題

市歳入の収納率を向上させるため、徴収ノウハウの共有やコンビニ納付導入などの取組を進めてきた。期限までに納付されない歳入については、徴収対策指針等に基づき適正な債権管理に努めている。一方、これらの徴収努力にもかかわらず徴収不能な債権が存在し、その整理が課題となっている。特に、私債権については、消滅時効において債務者による時効の援用を要することや債権放棄に議会の議決を要することなどの理由から、機動的な対応が難しく、効率的な管理手続きを定める債権管理条例の制定が求められる。
--

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項		決算(見込額)		予算額	見込額				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
債権管理条例の制定									
財源内訳	国費								
	府費								
	起債								
	一般財源								
	その他								
事業費		計			H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
				0	0	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性※

人員増の必要性				H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
有		無						

★取組の効果を表す指標

	指標名	単位						目標値		
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
①										
②										

※事業費及び人員を確約するものではない。